

前期研修・後期研修の到達目標

		前期研修	後期研修	
理学療法に必要な3つの能力	要素	必要に応じて指導を求めながら、基礎的（ベーシック）理学療法を実践できるレベル	多様な領域で標準的（スタンダード）理学療法を臨床実践でき、学生や後輩を指導できるレベル	
I 臨床基礎能力	①コミュニケーション能力	1. 対象者・家族及びスタッフとコミュニケーションをとることができる。 2. 介入に必要な情報を収集し、整理することができる。 3. 周囲における自己の存在を意識し、同僚や他の医療人と安定した適切なコミュニケーションをとることができる。	1. 対象者の権利擁護者としてのコミュニケーションスキルを発揮できる。 2. 倫理的問題に適切に対応し、患者・家族との信頼関係を築くことができる。 3. 退院支援を通して、地域関係者と積極的に関ることができる。	
	②自己研鑽能力	1. 協会の定める生涯学習システムに沿って学習できる。 2. 問題意識をもち、自己評価及び他者評価を踏まえた自己の学習課題を明確にできる。 3. 課題の解決に向けて必要な情報を収集することができる。	1. 自己のめざす方向性・理学療法観の確立に向けて、継続的に院内外の教育活動や学会に参加できる。 2. 学習成果を後輩・同僚に伝達すると共に、理学療法実践に活用できる。 3. 理学療法の発展・開発・工夫に向けて取組むことができる。	
II 理学療法実践能力	倫理的法的実践能力	①説明責任	1. 対象者・家族に対し、実践しようとしている理学療法について、治療の目的、治療公開などを同意（理解）が得られるよう説明する責任があることを理解できる。	
		②倫理的実践	1. 業務を実践するにあたり、理学療法業務が理学療法士協会倫理規定の基本精神と遵守規定の下で実践されていることを理解できる。	
		③法的実践	1. 医療法、理学療法士及び作業療法士法に基づいて、理学療法業務ガイドラインに沿って実践を行うことを理解できる。	
		④個人情報保護	1. 業務上知り得た個人情報の守秘義務を理解できる。	
	臨床実践能力	⑤理学療法評価および計画	1. 対象者の疾患・障害を理解し、医学的モデル及び社会モデルの統合モデルとして、障害を理解できる。 2. ICFに沿って、生活機能を包括的に評価し、機能的予後を考えることできる。 3. 対象者における目標と治療計画を立案でき、理学療法の効果を評価できる。	1. 対象者の疾患・障害を理解し、医学的モデル及び社会モデルの統合モデルとして、障害の把握・問題点を整理し、指導ができる。 2. エビデンス、生活機能（背景因子を含む）、対象者の好みと行動、理学療法士の臨床経験を合わせて、目標と計画を立案でき、指導ができる。 3. 対象者における目標と治療計画を理解し、理学療法の効果を評価し、実践と指導ができる。
		⑥理学療法介入および診療録・報告書	1. 基準・手順に沿って、健康状態（疾患）、機能障害に合わせたエビデンスに基づく安全な理学療法を実践できる。 2. 他者の助言を受けられることができる。 3. 診療録・報告書を作成する目的を理解し、実践した理学療法について記録することができる。 4. 医師や看護師などと多職種間で協同し、シームレスで相互作用のあるチーム医療を理解できる。 5. 地域包括ケアシステムを理解し、他施設・他機関と必要な情報を共有しながら、必要とされる理学療法を理解できる。	1. 計画に基づいて、臨機応変に理学療法の介入ができる。 2. 理学療法介入について、他者の支援ができ、記録についても助言ができる。 3. 医師や看護師などと多職種間で協同し、シームレスで相互作用のあるチーム医療を実践できる。 4. 地域包括ケアシステムを理解し、他施設・他機関と必要な情報を共有しながら、必要とされる理学療法が実践できる。
		⑦社会資源の活用と介入（環境整備）	1. 医療保険・介護保険を理解し、社会的資源の活用について理解できる。	1. 医療保険・介護保険を理解し、社会的資源の活用について理解と実践ができ、指導できる。
		⑧直接的介入に対するリスク管理	1. 疾患・病態を理解し、介入前の全身状態を把握し、チェックすることができる。 2. 緊急時の対応に関する知識を身に付け、適切な対応を行うことができる。	1. 疾患・病態を理解し、介入前の全身状態を把握してリスク管理ができ、指導ができる。 2. 緊急時の対応を予測して行動ができる。
		⑨効果判定	1. 自身の理学療法介入の効果判定を定期的実践し、見直すことができる。	1. 理学療法介入の効果判定の模範を示し、学生や後輩が適切に効果判定と見直しができるよう援助することができる。
		⑩教育・研究開発能力	1. 必要に応じて指導を求めて、患者・家族教育を実践することができる。 2. 学生や後輩の課題に対し、共に解決に向けた取り組みを実践することができる。 3. 日ごろの業務の中に、研究課題を見出すことができる。	1. 学生や後輩の教育力向上に向けた働きかけをすることができる。 2. 臨床実習指導者として、学生や後輩への指導・助言・評価ができる。 3. 率先して研究活動に従事することができる。
III 理学療法マネジメント能力	①教育・研究開発能力	1. 必要に応じて指導を求めて、患者・家族教育を実践することができる。 2. 学生や後輩の課題に対し、共に解決に向けた取り組みを実践することができる。 3. 日ごろの業務の中に、研究課題を見出すことができる。	1. 学生や後輩の教育力向上に向けた働きかけをすることができる。 2. 臨床実習指導者として、学生や後輩への指導・助言・評価ができる。 3. 率先して研究活動に従事することができる。	
	②理学療法管理能力	1. 理学療法士としての心得や職員としての職場ルールの遵守ができる。 2. 部門ルールの理解と診療プロセス（処方の確認、計画書、効果判定、カルテ記録、算定手順など）を理解できる。 3. 診療プロセスを詳細指示及び具体的支援を得て実践できる。 4. PDCAサイクルを理解できる。 5. 診療プロセスからの逸脱など懸念が活性化した場合、速やかに報告・連絡・相談を行うなど対応できる。	1. 職場における自身の立場及びそれに必要なルールを理解し、診療プロセスの自立と学生や後輩への指導・監督ができる。 2. 診療プロセスからの逸脱、不適合が発生した場合は速やかに報告・連絡・相談を行うなど対応できる。 3. 必要に応じて是正措置等の対応ができる。 4. 学生や後輩のモチベーション向上等を図り円滑な運営にむけた雰囲気作りができる。 5. 力量確保に向けたスタッフ指導・監督・育成を進める。 6. 学生や後輩への模範となり信頼を得ることができる。	